

一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人比較表

	一般社団法人	一般財団法人	公益社団法人	公益財団法人
根拠法的 目的	一般社団法人・一般財団法人法 目的に関する制限はない。 公益的事業であっても、共益的事業であっても、収益事業であってもよい。		公益社団法人又は公益財団法人は、「学術、技芸、慈善その他の公益に関する以下の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する」公益目的事業を行うものと認定された、一般社団法人又は一般財団法人である。 当該公益目的は以下に限定される。 1 学術及び科学技術の振興を目的とする事業 2 文化及び芸術の振興を目的とする事業 3 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業 4 高齢者の福祉の増進を目的とする事業 5 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業 6 公衆衛生の向上を目的とする事業 7 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業 8 勤労者の福祉の向上を目的とする事業 9 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業 10 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業 11 事故又は災害の防止を目的とする事業 12 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業 13 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業 14 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業 15 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業 16 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業 17 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業 18 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業 19 地域社会の健全な発展を目的とする事業 20 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業 21 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業 22 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業 23 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの ただし、上記公益目的を達成するための収益事業は認められる。	
設立の許認可	無（準則主義）		都道府県の認定が必要。2以上の都道府県に活動がまたがる場合は国の認定が必要。	
社員の資格	制限はない。定款で自由に定めることができる。		公益法人であるため、社員の入会に不当な条件を付してはならないとされる。退会は自由。	
拠出者・社員の責任			有限責任	
社員又は設立者数	社員2名以上	設立者1名以上	社員2名以上	設立者1名以上
役員	理事1名以上。理事会又は会計監査人を設置した場合は、監事1名以上を置く。負債総額200億円以上である場合は、会計監査人を置く。	評議員3名以上、評議員会、理事3名以上、理事会及び監事1名以上を置く。負債総額200億円以上である場合は、会計監査人を置く。	理事1名以上。理事会又は会計監査人を設置した場合は、監事1名以上を置く。原則として会計監査人を置く。	評議員3名以上、評議員会、理事3名以上、理事会及び監事1名以上を置く。原則として会計監査人を置く。
基金	制限はない。	基金300万円以上	制限はない。	基金300万円以上
配当制度の有無			無	
解散時残余財産の帰属	定款の定め、社員総会の決議、国庫、の順に帰属決定。		他の公益法人、国又は地方公共団体に帰属。	
法人税関係	原則、普通法人と同じ。但し、「非営利型法人」については公益法人等として「収益事業」のみに課税、税率は普通法人と同じ。		公益法人等として「収益事業」のみに課税、税率は普通法人と同じ。	